

2022年 11月 25日

厚生労働大臣
加藤 勝 信 様

全日本自治団体労働組合
中央執行委員長 川 本 淳

2023年度政府予算編成に関する要請書

日ごろから、厚生労働行政の推進にご尽力されている貴職に敬意を表します。

長引くコロナ禍、また少子・高齢化に加え、人口減少社会・低成長社会に突入している日本にとって、今後も安心してくらししていくためには、持続可能な社会保障制度の確立が極めて重要です。

2022年度政府予算における社会保障関係費は36兆2,735億円と過去最大の規模となりましたが、その実質的な伸びは「高齢化による増加分におさめる」との方針により抑制されており、こうした措置の継続が結果的にサービスの切り下げにつながるのではないかと危惧されます。コロナ禍にあり、公衆衛生分野における需要も改めて見直される中、子ども・子育て支援、地域における保健や医療体制の充実、社会福祉施策の強化、これらに携わる地域公共サービス労働者の待遇改善など、社会保障に対する市民の期待やニーズはかつてない高まりを見せています。

つきましては、2023年度の政府予算編成にむけて、以下の通り要請します。

記

現業職場関連

【介護職場関連】

- (1) 日常生活自立支援総合事業における栄養改善指導をはじめとした食にかかわる予算を充実させること、また、地域包括支援センターに専門調理師等を配置し高齢者の「食べる」を支える予算を確保すること。

(2) 介護労働者の離職防止と人材確保のため介護職員処遇改善加算と特定処遇改善加算、介護職員等ベースアップ等支援加算を継続するとともに、確実に給与に反映させるべく事業者に対し指導を強化するとともに請求手続きのさらなる簡素化に努めること。

(3) 入管法の改正に伴い、海外から多くの介護を担う労働者を受け入れる予定であるが、同一労働同一賃金の原則に従い、安全安心な労働環境を整えるとともに、同時に今回のコロナショック等に備え、2040年問題を見据えて国内の次世代の介護の担い手を養成するため、国として早急に施策を講じること。

【保育職場関連】

(4) 保育所調理員は、老朽化や現代の調理業務に適していない施設・設備を使用して日々の食事提供と併せて、様々な個々食を適切かつ迅速に対応し、また乳幼児期の子どもに必要な知育・徳育・体育の基礎となる職員間連携による「食育」の実践や、さまざまな感染症への対応など、その業務内容は複雑・高度化している。このような状況を踏まえ、給食調理員の明確な職員配置基準を設け、その改善を図ること。

あわせて「保育所等整備交付金」については、エアコンの設置など、修繕規模の大小を問わず交付金が活用できるよう柔軟な制度とすること。

(5) 医療的ケアが必要な児童の受け入れに関しては、トロミ食やミキサー食等、個々の状況に応じた対応が求められることから、調理部門においても、受け入れに応じた予算措置をおこなうこと。

(6) 保育士・幼稚園教諭等を対象とした3%程度の処遇改善について、公民および職種にかかわらず、保育施設関係者全てに支給するよう自治体に対し通知をおこなうこと。

【病院関係】

(7) 感染症指定病院をはじめ、全ての医療従事者の労働安全衛生を確保するよう助言すること。

(8) 新型コロナウイルスなど治療に対応する、実務者すべてに対して、防疫等作業手当の特例に準じた手当支給を行うよう助言すること。

(9) 感染症の疑いなども含めて対応している医療従事者が、安全・安心に業務が行えるよう、現場実態に即した防護服の確保など、必要物品の確保に向けた予算措置を行うこと。

【保健所関連】

(10) 新型コロナウイルス感染症対策を講じるにあたり、保健所の職員（自動車運転手を含む）が慢性的な人員不足や移送の際に使用する専用車両の不足状態に陥り、一般の公用車を活用するケースも見受けられることを踏まえ、体制維持に向けた人員確保と専用車両購入や車両整備に対する予算を確保すること。

【学校給食関連】

(11) 学校給食衛生管理基準の取り扱いについては、厚生労働省が発出している「大量調理施設衛生管理マニュアル」の趣旨を踏まえ、衛生管理の徹底を図ることとされている。このマニュアルにおいて調理従事者等の衛生管理が示されており、調理従事者の定期的な健康診断や月1回以上の検便の実施が義務付けられている。一方でノロウイルスや腸管出血性大腸菌の検査については、検査内容に含めるとしつつも努力義務にとどまっており、各自治体における学校給食調理員の検査の実施には大きな温度差がある。こうした状況を踏まえ、ノロウイルスや腸管出血性大腸菌の検査を義務付けるなど「大量調理施設衛生管理マニュアル」の見直しを行うこと。

【学校用務関連】

(12) 学校教育法施行規則第65条の「学校用務員が学校の環境整備その他の用務に従事する」に基づき、学校用務員が環境整備を行うにあたり労働安全衛生法上の研修受講が必要な機材を使用することが多いことから、関係省庁に対し学校用務員の安全衛生管理要綱を策定するよう促すこと。

以上